

一般社団法人インクルD
ヘルパーステーション白組（訪問介護・第1号訪問事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人インクルDが開設するヘルパーステーション白組（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業、第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員等の研修修了者（以下「従事者」という。）が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護、第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

（訪問介護等の運営の方針）

第2条 訪問介護等の基本方針として、従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 訪問介護等の提供にあたっては、事業所の訪問介護員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション白組
- (2) 所在地 綾瀬市早川3091番2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は別紙のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ア 訪問介護計画、第1号訪問事業計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ウ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- エ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ア 営業日 国民の祝日、1月2日、3日及び12月29日から31日を除く、月曜日から金曜日までとする。
- イ 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第7条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- ア サービス提供日 1月1日から3日及び12月29日から31日を除く、月曜日から土曜日までとする。
- イ サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。
- ウ 携帯電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第8条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び綾瀬市長が定める額とし、指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- ア 身体介護
 - イ 生活援助
- 2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ア 事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートルあたり 10円
- 3 心身の不良等やむを得ないと事業所が判断する場合を除き、自己都合により、当日予定されていた訪問介護等をキャンセルした場合には、それに限り、第1項に定める利用料の全額を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 指定訪問介護の通常の事業の実施地域は、綾瀬市、海老名市の一部地域(国分寺台、浜田町、大谷北、国分南)とする。

- 2 第1号訪問事業の通常の実施地域は、綾瀬市とする。

(従事者の研修)

第13条 事業所は、事務員を除く、すべての従事者に対し、個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ア 採用時研修 採用後6カ月以内
- イ 継続研修 年2回以上

(従事者の健康及び衛生管理)

第14条 事業所は、すべての従事者に対し、健康診断等を定期的実施する。

- 2 事業所は、常に要介護者等及び従事者の健康に留意し、感染症等の予防を図るため、事業所内に手指消毒のための消毒液を設置するとともに、従事者へ携帯用の消毒液を配布する。

(相談及び苦情に対する対応方針)

第15条 事業所は、利用者からの相談及び苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により神奈川県、綾瀬市及び海老名市（以下「神奈川県等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は神奈川県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して神奈川県等が行う調査に協力するとともに、神奈川県等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(秘密の保持)

第16条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容に含むものとする。

(その他の運営について)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人インクルDと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（第11条 虐待防止に関する事項追加）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容を別紙）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	—		1			サービス提供責任者と兼務
サービス 提供責任者	介護福祉士		3			
訪問介護員 等	介護福祉士				9	
	(准)看護師					
	介護職員実務 者研修				1	
	介護職員基礎 研修					
	介護職員初任 者研修				2	
	訪問介護員 1 級					
	訪問介護員 2 級				1 1	

(令和6年2月1日現在)